

監 督 技 術 基 準

監督技術基準

この基準は「熊本県農業土木工事共通仕様書」（令和4年4月）に基づく請負工事の施工に対し、共通の指導監督を実施するために定めたものである。

1. 用語の定義

(1) 「監督」

工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書に基づいて契約の適正な履行を確保するために行う行為をいう。

(2) 「監督の方法」

監督行為（指示、承諾、協議、立会、検査、調整）を総称していう。

① 指示

監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

② 承諾

請負者が監督職員に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により施工上の行為に同意することをいう。

③ 協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

④ 立会

設計図書に示された施工等の段階において、監督職員が臨場し、施工等の内容を把握することをいう。

⑤ 監督職員検査

設計図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために受注者側の測定結果に基づき、監督職員が出来形及び、品質、規格、数量等を確認することをいう。

なお、この場合、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことかできるものとする。

また、受注者に対する合否の判定は、監督職員が行うものとする。

⑥ 監督職員

契約約款第9条第1項に規定する監督職員をいう。

⑦ 調整

監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、契約書を示し「共仕」は、農業土木工事共通仕様書を示す。

